

# 借上社宅（法人契約）規定 （初期研修医）

第 5 版

2019 年 5 月 1 日

医療法人社団協友会

彩の国東大宮メディカルセンター

総務課・経理課

015-5

改定履歴

発行日 改定日	改定 版番号	変更内容	作成	承認
2015/07/01	1	初版作成	阿保 健一	矢島 健二
2017/12/01	2	①第2条 第3項追加 スペアキーの管理について ②第4条 文言追加 2キロメートル圏内の文言追加 ②第6条 ⑥削除 更新費用について ③第7条 ⑦追加 負担項目について ④第8条 文言追加 入職10日より前の更新費用について ⑤第10条 文言削除 「故意による」文言削除 ⑥第12条 ⑤追加 当院就職時の転居費用について 修正項目 ①第2条 第4項追加 同居について ②第13条追加 違反行為への対応	阿保 健一	矢島 健二
2018/01/01	3	①第12条 文言追加 ②第13条追加 退去について	阿保 健一	矢島 健二
2018/12/01	4	研修医師を、初期研修医に統一 表記を第〇条⇒1. に変更 2. 3. 文言追加 8.7 文言追加 9. 文言修正 12. 文言修正 13. 文言追加 14.1 文言修正 14.2 文言修正 16. 文言追加	藤本 賢太	石川 雄一
2019/05/01	5	7.4 礼金項目を修正 8.3 礼金項目を追加 12.引越費用の提出先修正	藤本 賢太	石川 雄一

本文書は、非営利目的である場合に限り、引用・再配布・送信を認めます。  
 ただし、営利目的の場合は、事前に文書で申請し承認を受けなければなりません。  
 いずれの場合も、当院が著作権を放棄することはありません。  
 本書に掲載されている会社名、製品名は、それぞれ各社の商標または登録商標です。

# 目次

1. 目的	1
2. 契約	1
2.1. 契約名義	1
2.2. 契約手続き	1
2.3. 鍵管理	1
3. 同居	1
4. 連帯保証人	1
5. 社宅の場所	1
6. 家賃補助及び上限	1
6.1. 家賃が6万円以内の場合	1
6.2. 家賃が6万円を超える場合	1
7. 病院負担	1
7.1. <6家賃補助及び上限>による家賃補助	1
7.2. 社宅更新料	1
7.3. 敷金全額（駐車場を除く）	1
7.4. 礼金1ヶ月分（駐車場を除く）	1
7.5. 仲介手数料全額（駐車場を除く）	1
7.6. 契約の際付随するサポート費用	1
8. 入居者負担	2
8.1. <6家賃補助及び上限>の家賃補助を超える費用	2
8.2. 管理費・共益費	2
8.3. 礼金（1ヶ月分を超過する残額）	2
8.4. 火災保険料	2
8.5. 鍵交換代	2
8.6. 水道光熱費、インターネット、電話等	2
8.7. 駐車場代（個人契約となる）	2
8.8. 補修・クリーニング費用	2
9. 家賃発生日及び解約日	2
9.1. 家賃発生日	2
9.1.1. 入職日までの10日間（3月21日～3月31日）	2
9.1.2. 入職日から10日（～3月20日）	2
9.2. 解約日	2
10. 家賃の締日及び支払い方法	2
10.1. 家賃の締日	2
10.2. 支払方法	2
11. 現状復旧義務	2
12. 引越費用	2
13. 転居に関する事項	2
14. 社宅退去に関する事項	2
14.1. 報告時期	2
14.2. 退去時期	3
14.3. 交通費	3

# 目次

15. 違反行為への対応 .....	3
16. 適用時期 .....	3

## 1. 目的

初期研修医の住居賃貸借契約に関する規定について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 契約

### 2.1. 契約名義

契約の名義人は「彩の国東大宮メディカルセンター」（法人契約）とする。

### 2.2. 契約手続き

開始・解約に関する契約は総務課で手続きをする。

### 2.3. 鍵管理

社宅の為、鍵を1つ総務課で管理する。

スペアキーが無い場合、不動産会社と相談の上、病院負担で作成する。

入居者の事由によりスペアキーを作成する場合、自己負担とする。

## 3. 同居

本人以外の者を居住させてはならない。ただし、特別な事情がある場合には、事前に病院に相談し、その都度病院の判断を仰ぐものとする。

## 4. 連帯保証人

物件により連帯保証人が必要な場合は、入居者が連帯保証人となる。

## 5. 社宅の場所

原則、災害時及びオンコールの対応できるよう、病院から30分以内又は2キロメートル圏内の物件とする。

## 6. 家賃補助及び上限

### 6.1. 家賃が6万円以内の場合

1万円を入居者負担とする

### 6.2. 家賃が6万円を超える場合

5万円を病院負担とし、5万円を超える額を入居者負担とする

## 7. 病院負担

次に掲げるものは原則、全て病院負担とする。ただし、3年目以降の当院以外の専門研修病院へ就職に係る費用は適用外とする。

### 7.1. <6家賃補助及び上限>による家賃補助

### 7.2. 社宅更新料

### 7.3. 敷金全額（駐車場を除く）

### 7.4. 礼金1ヶ月分（駐車場を除く）

### 7.5. 仲介手数料全額（駐車場を除く）

### 7.6. 契約の際付随するサポート費用

## 8. 入居者負担

次に掲げるものは全て原則、入居者負担とする。

### 8.1. <6 家賃補助及び上限>の家賃補助を超える費用

### 8.2. 管理費・共益費

### 8.3. 礼金（1ヶ月分を超過する残額）

### 8.4. 火災保険料

### 8.5. 鍵交換代

### 8.6. 水道光熱費、インターネット、電話等

### 8.7. 駐車場代（個人契約となる）

### 8.8. 補修・クリーニング費用

## 9. 家賃発生日及び解約日

### 9.1. 家賃発生日

家賃は入職日より発生するものとする。

#### 9.1.1. 入職日までの10日間（3月21日～3月31日）

該当期間の家賃は原則、病院負担とする。

#### 9.1.2. 入職日から10日（～3月20日）

入居日～3月20日までに発生する家賃、手数料等については原則、自己負担とする。

### 9.2. 解約日

引越し日ではなく、住居の鍵を総務課に返却した日とし、その間は日割り料金が発生する。

## 10. 家賃の締日及び支払い方法

### 10.1. 家賃の締日

1日から末日とし、ひと月に満たない場合は日割り料金とする。

### 10.2. 支払方法

給与天引きとする。

## 11. 現状復旧義務

破損、契約違反による汚損については入居者負担とする。

## 12. 引越費用

引越費用は20万円を上限に病院負担をする。入居者が立替え、病院名義の領収書を入職後、臨床研修センターに提出する。

## 13. 転居に関する事項

3年目以降、当院の専門研修へ進む等、入居者の事由により、社宅を変更する場合、<7.3～7.6>の事項は入居者の負担とする。

## 14. 社宅退去に関する事項

### 14.1. 報告時期

現在の物件を更新し、修了まで現在の物件から当院まで通勤するか、更新前に解約して新

借上社宅（法人契約）規定（初期研修医）	V5	頁 3/3
---------------------	----	----------

しい物件から通勤するのは、更新1ヶ月前までに申し出ること。

#### 14.2. 退去時期

社宅の契約更新を迎える前に、退去することを可能とする。ただし、3年目以降の就職先への転居を目的としたものに限る。

また、修了までは当院の研修期間中であることを踏まえ、退去時期は2年次の2月以降が望ましいとする。

転居後に病院から30分以内又は2キロメートル圏内の通勤が不可能となる場合には、指導科責任者・指導医の承認を得ることを条件とする。

#### 14.3. 交通費

3年目以降の専門研修病院への就職を目的とした転居に限り、当院までの交通費を支給する。詳細は都度病院判断を仰ぐものとする。

（交通費計算は①1ヶ月の定期代②実労働日の往復費用を比較し、低い金額を支給する）

### 15. 違反行為への対応

原則、入居者が当規定に違反する行為をしたとき、又は社宅の使用について不都合な行為を行ったときは、病院判断により法人契約を解除し、病院負担の項目についても、本人負担による契約に変更するものとする。

### 16. 適用時期

当規定は、2019年5月以降に、新入職員として入職する初期研修医から適用とする。